

松本市規則第34号

松本市風致地区条例施行規則を次のように定める。

平成27年 3月31日

松本市長 菅谷 昭

松本市風致地区条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松本市風致地区条例(平成27年条例第6号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による許可の申請は、松本市風致地区内行為許可申請書(様式第1号)に別表に定める行為の種類欄に掲げる区分に応じ、同表図面の欄に掲げる図面及びその他市長が必要と認める図書(以下「図面等」という。)を添えて行わなければならない。

(許可の通知等)

第3条 市長は、条例第4条第1項の許可をするときは、松本市風致地区内行為許可書(様式第2号)を、許可をしないときは、松本市風致地区内行為不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(行為許可票の表示)

第4条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を行う場所の見やすい箇所に松本市風致地区内行為許可票(様式第4号)を表示しなければならない。

(許可を受けることを要しない公共的団体)

第5条 条例第4条第4項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 長野県住宅供給公社
- (11) 長野県道路公社
- (12) 長野県土地開発公社
- (13) 松本市土地開発公社

(協議書)

第6条 条例第4条第4項の規定による協議は、松本市風致地区内行為協議書（様式第1号）に、図面等を添えて行わなければならない。

（届出書）

第7条 条例第5条第2項の規定による届出は、松本市風致地区内行為届出書（様式第1号）に、図面等を添えて行わなければならない。

（通知書）

第8条 条例第6条の規定による通知は、松本市風致地区内行為通知書（様式第1号）に、図面等又は施設の管理に関する書類を添えて行わなければならない。

（建築物の許可基準）

第9条 条例第7条第1号ウ(オ)、第2号イ及び第3号ウ(オ)に規定する当該建築物の位置、形態及び意匠が、当該規定に定める行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこととは、次に定めるとおりとする。

(1) 建築物の位置

既存の樹木を活用できるよう配慮した配置であること。

(2) 建築物の形態及び意匠

山並み等周辺自然景観や、周囲の家並みとの調和に配慮したものであること。

2 次の各号に該当する場合の建築物の許可基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物の敷地が風致地区の内外にわたる場合

ア 建築物の高さ及び後退距離の基準は、建築物のうち、風致地区に存する部分についてのみ適用する。

イ 建築物の建ぺい率の最高限度は、それぞれ該当する面積に風致地区の内外の制限値を乗じて得た値の合計を全体面積で除した数値とする。

(2) 建築物の敷地が種別の異なる風致地区にわたる場合

ア 建築物の高さ及び後退距離の基準は、当該建築物又は建築物の部分が存する風致地区の種別ごとの基準を適用する。

イ 建築物の建ぺい率の最高限度は、それぞれ該当する面積に風致地区の種別ごとの制限値を乗じて得た値の合計を全体面積で除した数値とする。

（工作物の許可基準）

第10条 条例第7条第1号ウ(オ)、第2号イ及び第3号ウ(オ)に規定する当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該規定に定める行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこととは、次に定めるとおりとする。

(1) 工作物の位置

できる限り敷地の境界から離れて設置されていること（門、塀、擁壁等を除く。）

(2) 工作物の規模

最小限度の規模であること。

(3) 工作物の意匠

次条に規定する色彩の基準を満たし、かつ、外観は周囲の景観に配慮したものであること。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる工作物に係る許可の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 電柱、鉄柱及び鉄塔その他これらに類するもの

できる限り周辺から視認されない位置とすること。

(2) 自動販売機

次条の色彩基準に従った色彩の工夫により、周辺との調和に配慮すること。

(3) 垣、さく等

次に掲げるもののいずれかの構造であること。

ア 生垣

イ 隣地境界に設けるものにあつては、隣地の敷地地盤面と行為を行う敷地地盤面とのいずれか高い方から高さ1.5メートル以下のもの

ウ 道路境界に設けるものにあつては、前面道路面と行為を行う敷地地盤面のいずれか高い方から高さ1.5メートル以下のもの。ただし、道路境界から幅0.5メートル以上の空地を設け、植栽を行う場合はこの限りでない。

(建築物等の色彩の基準)

第11条 条例第7条第1項第1号ウ(カ)、第2号ウ、第3号ウ(カ)及び第5号に規定する色彩の基準は、次の表のとおりとする。ただし、表面に着色していない素材(木材、れんが、土壁、金属板、スレート、ガラス等の資材をいう。)の色彩には、適用しない。

色 相	彩 度	明 度
0.1R から10R	3以下	制限なし
0.1YRから10YR	3以下	
0.1Y から10Y	3以下	
その他	2以下	

備考 この表において、色相、彩度及び明度とは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Z8721に定めるところによる。

(宅地の造成等の許可基準)

第12条 条例第7条第6号アに規定する植栽等が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地面積に対する割合は、宅地の造成等に係る土地が種別の異なる風致地区にわたる場合、それぞれ該当する面積に風致地区の種別ごとの制限値を乗じて得た値の合計を宅地の造成等に係る土地の全体面積で除した数値以上とする。

(変更許可申請)

第13条 条例第8条第1項の規定により許可事項の変更をしようとする者は、松本市風致地区内行為変更許可申請書(様式第5号)に、当該変更する事項に係る図面

等を添えて行わなければならない。

(変更許可の通知等)

第14条 市長は、条例第8条第1項の許可をするときは、松本市風致地区内行為変更許可書(様式第6号)を、許可をしないときは、松本市風致地区内行為変更不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(行為中止届)

第15条 条例第9条の規定による中止の届出は、松本市風致地区内行為中止届(様式第7号)に、現況写真を添えて行わなければならない。

(行為承継届)

第16条 条例第10条第2項の規定による承継の届出は、松本市風致地区内行為許可承継届(様式第8号)により行わなければならない。

(行為完了届)

第17条 条例第11条の規定による完了の届出は、松本市風致地区内行為完了届(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、行為の完了後速やかに行わなければならない。

(1) 着手前及び完了後写真

(2) その他市長が必要と認める図書

(身分証明書)

第18条 条例第13条第2項に規定する立入検査又は調査をする者の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第10号)によるものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の廃止)

2 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成12年規則第35号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、旧規則の規定により提出された様式は、この規則の相当規定による様式とみなす。

別表（第2条、第6条、第7条、第8条関係）

行為の種類	図面		
	図面の種類	縮尺	図面に明示すべき事項
条例第4条第1項第1号に掲げる行為	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算表
	現況平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに木竹の位置、樹種及び本数
	配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の位置並びに建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離
	各階平面図（建築物に限る。）	200分の1以上	縮尺、方位及び建築面積計算表
	立面図（建築物に限る。）	200分の1以上	縮尺、建築物の高さ並びに屋根及び外壁の色彩及び仕上げの仕様
	構造図（工作物に限る。）	200分の1以上	縮尺並びに工作物の高さ、色彩及び仕上げの仕様
条例第4条第1項第2号に掲げる行為	植栽計画図	500分の1以上	縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び本数並びに緑地面積計算表
	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び敷地内の建築物等の位置
条例第4条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる行為	立面図	200分の1以上	縮尺並びに屋根及び外壁の色彩及び仕上げの仕様
	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
条例第4条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる行為	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算表

為	現況平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに木竹の位置、樹種及び本数
	計画平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、土地利用計画及び行為を行う面積
	断面図	500分の1以上	縮尺、現況及び計画の断面並びに切土及び盛土ののりの高さ及び保護の方法
	植栽計画図	500分の1以上	縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び本数並びに緑地面積計算表
条例第4条第1項第5号に掲げる行為	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算表
	現況平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに木竹の位置、樹種及び本数
	計画平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線並びに伐採及び植栽する木竹の位置、樹種及び本数
条例第4条第1項第7号に掲げる行為	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算表
	現況平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに木竹の位置、樹種及び本数
	計画平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、堆積物の位置及び種類並びに行為を行う面積
	断面図	500分の1以上	縮尺、現況及び計画の断面並びに堆積物の高さ
	植栽計画図	500分の1以上	縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び本数並びに緑地面積計算表

様式第1号(第2条、第6条、第7条、第8条関係)

松本市風致地区内行為 { 許可申請  
協議  
届出  
通知 } 書

年 月 日

(あて先)  
松本市長

住所  
氏名 印  
連絡先(電話)  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

風致地区内において次の行為をしたいので、松本市風致地区条例第4条第1項(第4条第4項・第5条第2項・第6条第1項)の規定により許可を申請します(協議します・届け出ます・通知します)。

風致地区名	地区	種別	第種
行為地の所在	松本市		
行為の種類			
行為の期間	着手日	年月日	完了予定日 年月日
敷地面積	m <sup>2</sup>	緑地面積	m <sup>2</sup> 緑地面積の敷地面積に対する割合 %
木竹の有無及びその処理方法	有・無	有の場合	総数 存置 移植 伐採 本 本 本 本
建築物その他の工作物に関すること	建築面積	申請部分 m <sup>2</sup>	申請以外の部分 m <sup>2</sup> 合計 m <sup>2</sup> 建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率) %
	建築物の用途	用途	
	建築物の高さ及び階数	地盤面から m	地上階 地下階
	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離	道路までの距離 m	隣地までの距離 m
	工作物の種類		
	工作物の規模	高さ m	延長 m 幅 m
	色彩	屋根	外壁
土地に関すること	行為の面積	m <sup>2</sup>	のりの高さ 切土 m 盛土 m
	堆積物の種類及び高さ	種類	高さ m
	行為後の土地の処理方法		

## 松本市風致地区内行為許可書

住所  
氏名

松本市長

年 月 日付けで申請のあった風致地区内における行為について、松本市風致地区条例第4条第1項の規定により、次のとおり許可します。

風致地区名	
種別	
行為地の所在	
行為の種類	
行為の期間	
許可条件	

## 教示

- この決定に不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に松本市を被告として(松本市長が被告の代表になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 松本市風致地区内行為（変更）不許可通知書

住所  
氏名

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった風致地区内における行為（変更）について、次の理由により許可しないこととしましたので、松本市風致地区条例施行規則第3条（第14条）の規定により通知します。

風致地区名	
種別	
行為地の所在	
（変更）許可年月日 及び許可番号	年 月 日松本市指令 - 号
行為の種類	
行為の期間	
許可しない理由	

## 教示

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に松本市を被告として（松本市長が被告の代表になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

松本市風致地区内行為許可票		
許可行為の種類		
許可年月日 許可番号	年 松本市指令	月 第
行為の期間	年	月 日 から 年 月 日まで
行為者	住所	
	氏名	
行為地		

備考

施工者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称・代表者)	
	連絡先	
現場管理者	氏名	

サイズは横35cm、縦25cm以上とする。

様式第5号(第13条関係)

松本市風致地区内行為変更許可申請書

年 月 日

(あて先)  
松本市長

住 所  
氏 名 印  
連絡先(電話)  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け松本市指令第 号で許可を受けた事項について、次のとおり変更したいので、松本市風致地区条例第8条第1項の規定により申請します。

行 為 の 種 類		
行 為 地 の 所 在	松本市	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 し よ う と す る 理 由		
変 更 し よ う と す る 行 為 の 内 容		
行 為 の 期 間	着 手 日	年 月 日
	完 了 予 定 日	年 月 日

## 松本市風致地区内行為変更許可書

住所  
氏名 様

松本市長

年 月 日付けで変更申請のあった風致地区内における行為について、  
松本市風致地区条例第8条第1項の規定により、次のとおり許可します。

風致地区名			
種別			
行為地の所在			
変更前の許可年月日及び許可番号	年 月 日 松本市指令 - 号		
行為の種類			
行為の期間			
変更の概要	変更事項	変更前	変更後
許可条件			

## 教示

- この決定に不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内に松本市を被告として(松本市長が被告の代表になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第15条関係）

松本市風致地区内行為中止届

年 月 日

（あて先）  
松本市長

住 所  
氏 名 印  
連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け松本市指令第 号で許可を受けた行為を次のとおり中止したいので、松本市風致地区条例第9条の規定により届け出ます。

行 為 の 種 類	
行 為 地 の 所 在	松本市
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
中 止 の 理 由	
原 状 回 復 等 の 方 法	

様式第8号(第16条関係)

松本市風致地区内行為許可承継届

年 月 日

(あて先)  
松本市長

住 所  
氏 名 印  
連絡先(電話)

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け松本市指令第 号で許可を受けた者の地位を承継した  
たので、松本市風致地区条例第10条第2項の規定により届け出ます。

行 為 の 種 類		
行 為 地 の 所 在	松本市	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
承 継 年 月 日	年 月 日	
許 可 を 受 け た 者	住 所	
	氏 名	
承 継 の 理 由		

様式第9号（第17条関係）

松本市風致地区内行為完了届

年 月 日

（あて先）  
松本市長

住 所  
氏 名 印  
連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け松本市指令第 号で許可を受けた行為を完了したの  
で、松本市風致地区条例第11条の規定により届け出ます。

許可を受けた行為の種類	
行為地の所在	松本市
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 松本市指令第 号
行為完了年月日	年 月 日

- （備考） 1 着手前及び完了後写真を添付すること。  
2 その他市長が必要と認める図書を添付すること。

様式第10号(第18条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職 氏 名
上記の者は、松本市風致地区条例第13条第1項の規定による立入検査又は調査を行う権限を有する者であることを証明する。
年 月 日
松本市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
(有効期限 年 月 日)

(裏)

松本市風致地区条例(抜粋)
(立入検査等)
第13条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の施行に必要な限度において、風致地区内における当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査又は調査することができる。
2 前項の規定により立入検査又は調査をする者は、規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
第17条 第13条第1項の規定による立入検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。